

原議保存期間	5年(平成32年3月31日まで)
有効期間	一種(平成32年3月31日まで)

各 地 方 機 関 の 長
各 都 道 府 県 警 察 の 長 殿

警察庁丁暴発第340号、丁保発第123号
平成26年8月20日
警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課長
警察庁生活安全局保安課長

競馬の実施に関する事務を委託する相手方から暴力団員等を排除するための規定の運用要領について

競馬法(昭和23年法律第158号)の規定に基づき、競馬の実施に関する事務(以下「実施事務」という。)を委託する相手方から暴力団員等を排除するため、日本中央競馬会、都道府県及び総務大臣が農林水産大臣と協議して指定する市町村(以下「施行者」という。)が、警視総監又は道府県警察本部長(以下「警察本部長等」という。)に対して行う照会等に関する運用要領は、下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 実施事務を委託することができない者

実施事務を委託することができない者は、次のとおりである。

- (1) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)第1条各号に掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者(競馬法施行規則(昭和29年農林省令第55号。以下「規則」という。)第3条第5号及び第30条第5号関係)
- (2) 法人でその役員(いかなる名称によるかを問わず役員と同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)のうちに(1)に該当する者のあるもの(規則第3条第8号及び第30条第8号関係)
- (3) (1)に該当する者が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者(規則第3条第9号及び第30条第9号関係)

2 事務処理要領

(1) 施行者が実施事務を委託する場合

ア 施行者の意見照会の要領

施行者は、実施事務を私人に委託しようとする場合には、別添の依命通知「競馬法の一部を改正する法律の施行について」(平成16年12月24日付け16生畜第1982号及び事務連絡「都道府県警察本部への暴力団関連情報の照会について」(平成16年12月24日付け農林水産省生産局畜産部競馬監督課長)に基づき、あらかじめ当該委託契約に係る実施事務の履行場所(例えば、馬券の販売を私人に委託しようとする場合は、当該馬券売場の所在地)を管轄する警察本部長等に対し、当該私人が上記1の(1)から(3)までのいずれか(以下「暴力団関係事由」という。)に該当するか否かについて、意見を照会することとされている。

イ 意見提出のための調査

意見照会を受けた警察本部長等は、以下の要領により所要の調査を行った上で、施行者に対して必要な意見を提出すること。

(ア) 意見照会に係る私人が個人である場合はその者、法人である場合はその法人及び法人の役員（以下「求意見対象者」という。）について、警察庁情報管理システムによる暴力団情報管理業務（以下「暴力団情報管理システム」という。）による暴力団員等該当事実の登録状況を調査する。

(イ) 求意見対象者が、暴力団情報管理システムにおいて暴力団員等として登録されている場合は、当該登録内容が暴力団関係事由に該当するか否かについて、必要な補充調査を行う。

(ウ) (イ)の場合において、他の都道府県警察が、求意見対象者に関する認定資料の入手・登録を行っているときは、当該認定資料の写しの送付等を依頼する。

(エ) (ア)から(ウ)までの調査を行った後、求意見対象者の暴力団関係事由の有無について判断し、可能な限り速やかに施行者に対し意見を提出する。

ウ 意見の提出方法

警察本部長等からの意見提出は、別紙1又は別紙2により行うこととする。

(2) 警察において、既に施行者が実施事務を委託している私人が暴力団関係事由に該当すると疑うに足りる相当な理由を認知した場合

ア 意見を提出する警察本部長等

意見を提出する警察本部長等は、当該意見に係る私人が締結した委託契約に係る実施事務の履行場所を管轄する警察本部長等とする。

なお、各都道府県警察において、当該都道府県警察の管轄区域外における実施事務を履行している私人に関して暴力団関係事由に該当する疑いがある旨の情報を入手した場合は、当該私人が締結した委託契約に係る実施事務の履行場所を管轄する都道府県警察に情報提供することとし、当該情報提供を受けた都道府県警察の警察本部長等は補充調査を行うなどした上で、必要に応じて、施行者に対して意見を提出することとする。

イ 意見提出の方法

警察本部長等からの意見提出は、別紙3により行うこととする。

3 運用上の留意事項

(1) 施行者との窓口

施行者との連絡窓口は、各都道府県警察本部公営競技担当課とすることから、公営競技担当課は暴力団対策担当課と連携を密にして対応すること。

(2) 施行者からの通知

警察本部長等からの意見提出に基づく措置の結果については、当該措置をとった施行者から意見提出を行った警察本部長等に通知される。

(3) その他

施行者に対し、実施事務を委託しようとする私人が暴力団関係事由に該当すると認められる旨の意見提出を行った場合及び既に実施事務を委託している私人が暴力団関係事由に該当すると認められ施行者に意見提出を行った場合は、警察庁刑事局

組織犯罪対策部暴力団対策課長に報告すること。また、意見提出等に当たって施行者との間に疑義が生じた場合も同様とする。

別紙 1

(欠格事由に該当しないと認められる場合)

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

競馬主催者の長 殿

警 視 総 監 又 は
〇〇道府県警察本部長 印

競馬の実施に関する事務を委託する相手方に関する意見について
記

平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号により意見照会を受けた件については、競馬法施行規則第3条第5号、第8号（第5号に係るものに限る）若しくは第9号又は第30条第5号、第8号（第5号に係るものに限る）若しくは第9号に該当する事由があるとは認められません。

別紙2

(欠格事由に該当すると認められる場合)

〇〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇〇日

競馬主催者の長 殿

警 視 総 監 又 は
〇〇道府県警察本部長 印

競馬の実施に関する事務を委託する相手方に関する意見について
平成〇〇年〇月〇〇日付け〇〇〇第〇〇号により意見照会を受けた件については、
下記のとおり意見を提出します。

記

(例1)

委託の相手方である〇〇〇〇が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）等であることから、競馬法施行規則第〇条第〇項第〇号（※該当条文を記載）に該当する事由があると認められる。

(例2)

委任の相手方である△△△の役員が暴力団員等であることから、競馬法施行規則第〇条第〇項第〇号（※該当条文を記載）に該当する事由があると認められる。

(例3)

委任の相手方である△△△は、暴力団員等が事業活動に支配的影響を有していることから、競馬法施行規則第〇条第〇項第〇号（※該当条文を記載）に該当する事由があると認められる。

競馬主催者の長 殿

警視総監又は
〇〇道府県警察本部長 印

競馬の実施に関する事務を委託している相手方に関する意見について
標記の件について、下記のとおり意見を提出します。

記

- 1 競馬の実施に関する事務を委託している相手方
 - ・ 氏名（法人の場合は名称）
 - ・ 住所（法人の場合には主たる事務所の所在地）
 - ・ 提出意見に係る役員の氏名、住所（法人に限る）

- 2 競馬法施行規則第〇条第〇項（※該当条文を記載）に該当する事由の有無に係る
意見

（例1）

委託の相手方である〇〇〇〇が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）等であることから、競馬法施行規則第〇条第〇項第〇号（※該当条文を記載）に該当する事由があると認められる。

（例2）

委任の相手方である△△△の役員が暴力団員等であることから、競馬法施行規則第〇条第〇項第〇号（※該当条文を記載）に該当する事由があると認められる。

（例3）

委任の相手方である△△△は、暴力団員等が事業活動に支配的影響力を有していることから、競馬法施行規則第〇条第〇項第〇号（※該当条文を記載）に該当する事由があると認められる。